

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0773-76-8887 (原則午前8時半～午後5時半まで)
担当 秋保安江、後野義弘、水上学、中島越子、尾津教代、松田大作

2. 在宅介護支援センター真愛の家の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	在宅介護支援センター真愛の家
所 在 地	〒624-0912 京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇 1697-36
介護保険指定番号	2672700040
サービスを提供する地域	舞鶴市

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 介護支援専門員	社会福祉士 主任介護支援専門員	1		居宅介護支援	1名
介護支援専門員	社会福祉士 主任介護支援専門員	2		居宅介護支援	2名
介護支援専門員	介護福祉士	1		居宅介護支援	1名
介護支援専門員	理学療法士	1		居宅介護支援	1名
介護支援専門員	介護福祉士 主任介護支援専門員	1		居宅介護支援	1名

(3) 営業時間

平 日	午前8時半～午後5時半
土、日、祝祭日	原則休み、12月31日～1月3日も休みとさせていただきます。

※営業時間以外も緊急の場合24時間の連絡体制がございます。土曜日曜祝祭日の相談についても、事前にお申し出下されば可能な限り対応させていただきます。御不明な点は、何でもお尋ね下さい。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 職務内容

介護支援専門員として、相談援助、居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者等との連絡調整及び、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する指定居宅支援を行います。必要に応じて要介護認定に係る申請を代行し、また、市町村から委託を受けた場合は、要介護認定に係る訪問調査を行います。その際に利用者に対し、介護保険被保険者証等の内容確認を致します。

5. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者又はその家族に対し、もし利用者が入院された場合には、介護支援専門員の氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者などから伝達された利用者の口腔に関する問題、薬剤状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態について、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。又、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 利用者は計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事ができ、当該事業所を計画に位置づけた理由を求める事ができます。
- (5) 当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

6. 利用料金

- (1) 基本料 事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。
但し、要介護認定通知を受ける前に緊急的にサービスが必要な場合、あるいは保険料の滞納等により、保険給付に制限が付けられる場合等は、一旦、利用者より1ヶ月あたり下記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、舞鶴市の窓口に提出しますと、全額又は差額の払い戻しを受けられます。

取扱件数45未満、または45以上の場合は45未満の部份。

【居宅介護支援事業費(Ⅰ)】

要介護1・2	10,860円/月
要介護3・4・5	14,110円/月

特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ) 要件を満たす場合算定可能

- (2) 新規にケアプランを作成した場合又は要介護状態区分が2段階以上の変更となった場合
【初回加算】 3,000円/月
- (3) 病院又は診療所職員に対して、利用者に関する必要な情報の提供を行った場合
介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を入院当日に行った場合。
(提供方法は問わない)
【入院時情報連携加算(Ⅰ)】 2,500円/月
介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を3日以内に行った場合。
【入院時情報連携加算(Ⅱ)】 2,000円/月
- (4) 退院又は退所の際、各医療機関、施設職員との面談を行い、居宅サービス計画の作成、サービス調整を行った場合。
【退院・退所加算】 4,500円/月～9,000円/月 カンファレンス、連携回数等により算定
- (5) 末期の悪性腫瘍等で状態変化が著しくサービス変更の必要性などの把握し支援を実施した場合
【ターミナルケアマネジメント加算】 4,000円/月
- (6) 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1ヶ月に2回を限度として算定可能。
【緊急時等居宅カンファレンス加算】 2,000円/月

- (7) 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師などに利用者の心身の状況等必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
【通院時情報重複加算】 500円/月
- (8) 利用者の退院時等に必要なケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、介護保険サービスが提供されたものと同等と認められるケースについて居宅介護支援の基本報酬の算定を可能。
- (9) **交通費**
舞鶴市内にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。事業所の車で訪問する場合は、舞鶴市境よりご自宅までの間につき、1キロメートル当たり30円、公共交通機関を利用して訪問する場合は、その実費をいずれも往復でいただきます。
- (10) **解約料**
利用者は、いつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

7. 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密は、正当な理由なく第三者にもらしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、予め文書で同意を得てから用いることとします。

8. ハラスメント行為に関する対応（契約書 第12条参照）

この契約中に下記の内容の行為が支援関係の中で発生した場合、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断し、サービスの中止、契約を解除することがあります。

- ① 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

9. 高齢者虐待防止への取り組み

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- ① 法人内に設置する「虐待の発生又はその再発を防止するための委員会」の開催
- ② 高齢者虐待防止に関する指針の策定
- ③ 研修への参加、委員会における研修の開催

10. 緊急時の対応方法

容態の変化等の連絡を受けた場合は、緊急時対応マニュアルに従い速やかに、主治医、救急隊、ご家族、介護事業者等への指示・連絡等必要な措置を講じます。

11. 援助活動中の事故発生時の対応方法

訪問（面接・調査等）時、及び当事業所来所持等で相談援助活動中に事故が発生した際には、事故対応マニュアルに従い、速やかな対応と必要な措置を講じます。

12. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

私たちは、カトリックの隣人愛の精神を基盤に置き、介護に重荷を負って苦渋しておられる方々の立場に立ち、利用者の意志及び人格を尊重しながら、可能な限り利用者が住み慣れた居宅において、自己の能力に応じた自立生活が営めることを目指し、利用者の選択に基づく保健、医療、福祉の必要なサービスが受けられるように、まごころを込めてお手伝いしたいと念じております。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

相談を受けましたら、当事業所より実地調査のために居宅あるいは入院・入所施設へ訪問させていただきます。そこで、利用できるサービス等についての情報を提供し、御本人やご家族の方の希望をお聞きします。更に利用者の身体状況や住環境の確認をさせていただき、公正中立に具体的なご提案をさせていただきます。その後に必要な申請書類の代行、サービス機関との調整、ケアプラン作成、サービス実施、サービスに対する利用者の要望を踏まえて事後評価を行い、必要な変更を行います。

関係する市町村及び地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、その他のサービス提供事業者、障がい者日常生活及び社会生活を総合的に支援する指定特定相談支援事業者等との連携に務めます。

(3) サービス利用のために

事 項	備考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	居宅サービス計画ガイドライン、舞鶴市利用調査あるいはブルーオーシャンノートの課題分析票のいずれかを使用します。
介護支援専門員への研修の実施	舞鶴市、京都府、社会福祉協議会あるいは医師会等主催の研修会に参加し、継続してスキルアップを図ります。

13. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する御相談・苦情を承ります。

担当 当:当法人在宅福祉部隔離長 岸貴世子 及び 当事業所管理者 秋保安江
電話:0773-77-5004 0773-76-8887
FAX:0773-75-1755
受付時間:8:30~17:30

(2) 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

市町村名:舞鶴市
担当 当:舞鶴市役所 福祉部 高齢者支援課 介護保険係
電話:0773-66-1013
受付時間:9:00~16:30

(3) 国保連の相談・苦情窓口に苦情を申し立てることができます。

国民健康保険団体連合会介護保険課
電話:075-354-9090
FAX:075-354-9055
受付時間:9:00~17:00

12. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 真愛の家	
代表者役職・氏名	理事長 富田 公教	
法人本部所在地	〒624-0912 京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇 1697-36	
電話番号	0773-75-1333	
営業所数	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 訪問介護 通所介護 小規模多機能型居宅介護（北田辺） 城北地域包括支援センター（南田辺）	1ヶ所 (定員 110名) 1ヶ所 (定員 15名/日) 1ヶ所 (定員 9名) 1ヶ所 1カ所 1カ所 1ヶ所 1ヶ所

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

所在地 京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇 1697-36

事業者名 社会福祉法人真愛の家 理事長 富田公教

事業所名 在宅介護支援センター真愛の家

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 舞鶴市

氏名

(代理人) 住 所 舞鶴市

氏名